

審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名：自動車保管場所の確保等に関する法律（保管場所法）
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：自動車保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車保管場所の確保等に関する法律第 3 条（保管場所の確保）、自動車保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条（保管場所の要件）及び第 2 条（保管場所の確保を証する書面等）並びに自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則第 1 条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）及び第 2 条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：7 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：自動車保管場所を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先：自動車保管場所を管轄する警察署の交通課
備 考：